

自治会の皆さんへ 拠点施設（公民館など）の 備品整備を補助します

拠点施設を活用して地域の自治活動を盛上げたい！



でも備品が老朽化して使えない・・・

そんな拠点施設の備品購入を補助します！



- 1 受付期間：令和7年5月19日(月)から 令和7年6月20日(金)17時まで
- 2 申請方法：期間内に必要事項を記入した申込書を地域振興課に提出
- 3 申請書：地域振興課（宮古島市役所 総合庁舎1階）の窓口で配布
※宮古島市ホームページからもダウンロードできます
（注）今年度より上限額、自己負担額の変更等があります。
- 4 提出先：地域振興課
- 5 問合せ：電話 73-4905 FAX 73-1987

補助対象となる団体

以下の全てを満たす自治会が対象です。

- (1) 自治活動の拠点施設を管理運営する自治会であること
- (2) 規則、会則などがあること
- (3) 拠点施設を中心とした地域を活性化させる計画があること

※ただし、拠点施設を持っていないが、(2)～(3)を全て満たしており、会議や集会に必要な最低限の設備がある施設を自治活動の拠点としている自治会は、補助の対象とします。

補助金の決定

申請内容をもとに、施設の備品（現状の数量・傷み具合）などを確認して査定を行い、緊急性が高いと査定された団体を優先して交付決定を行います。

【重要】今年度より補助額は1自治会につき上限額 50 万円

（対象経費の 90%を補助、10%は自治会負担）を補助します。

昨年度よりの変更点①上限額 100 万円→50 万円に変更

②自治会負担割合（対象経費の 10%）の発生

上記の変更は限られた予算を少しでも多くの自治会に公平に、合理的に補助するための変更です。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。。

※交付決定の場合でも、申請内容・申請額が全て認められるとは限りません。

補助対象となるもの

拠点施設を有効活用するために必要な備品を購入するための経費を補助します。

なお、優先度としては、施設の使用に欠くことのできないイス・テーブル・音響機器などを優先します。

※消耗品や個人的に使用される備品は対象となりません。また、建物の修繕や改築にかかる費用も対象となりません。

申請に必要な書類

以下の全てを提出すること。

- (1) 拠点整備事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 自治会の年間事業計画（自治会・部落会の承認を受けた総会資料でも可）
- (3) 自治会の収支予算書（自治会・部落会の承認を受けた総会資料でも可）
- (4) 自治会の規約、会則等組織に関する定めを示した書類
- (5) 備品購入計画書（2 者以上の見積書を添付）
- (6) 施設を有効活用した新たな事業計画及び環境美化計画案

施設を有効活用した事業計画

補助金の申請には、以下のいずれかを盛り込んだ施設を有効活用した新たな事業計画が必要です。

- (1) 地域の福祉・健康づくり
- (2) 地域の環境美化・エコ活動
- (3) 地域の自然環境保全・景観づくり
- (4) 安心、安全な地域づくり
- (5) 地域のスポーツの振興
- (6) 地域の産業振興
- (7) 地域の青少年の健全育成
- (8) 地域の伝統文化の保存・活用